

山口県立岩国総合高等学校同窓会会則

第 1 章 総 則

第1条 本会は、昭和54年4月1日に山口県立岩陽高等学校同窓会として発足し、母校の校名変更に伴い、平成12年4月1日から山口県立岩国総合高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は、通称を「岩陽倶楽部」とし、事務局を母校内に置く。

第3条 本会は、会員相互の親睦和合を図り、相互扶助の実をあげ、母校の向上発展に資することをもって目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 定期総会
- 1 臨時総会
- 1 会誌、会員名簿の発行
- 1 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 組 織

第5条 本会の会員をわけて、正会員・特別会員の2種類とする。

- 1 正 会 員 山口県立岩陽高等学校卒業生および山口県立岩国総合高等学校卒業生ならびにこれに準ずる者。
- 2 特別会員 山口県立岩陽高等学校および山口県立岩国総合高等学校の現職員ならびに旧職員。

第 3 章 役 員

第6条 本会に下記の役員を置く。

- | | |
|-------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 3 名 |
| 幹 事 | 若干名 |
| 常任幹事 | 若干名 |
| 監 査 | 2 名 |
| 顧 問 | 若干名 |

第7条 会長・副会長・監査は正会員中より総会において選出する。

幹事は正会員中より、会長がこれを委嘱する。

常任幹事は幹事中より、会長がこれを委嘱する。

顧問は、山口県立岩国総合高等学校長、教頭とし、その他会長がこれを委嘱し、常任幹事会において承認を得た者を推戴する。

第8条 役員の仕事は、次のとおりである。

会長は会務を統理し、本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

幹事は会務を処理する。内2名は会計事務を司る。

監査は本会の会計を監査する。

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。

第 4 章 会 議

第 10 条 本会の会議は、総会と幹事会とし、会長が招集する。

総会は、最高議決機関であり、毎年 1 回開催し、事業報告、事業計画、予算及び決算の承認、その他会則の改正等必要事項を審議し決定する。

(1) 総会の議決は、出席者の過半数をもって成立する。

(2) 会長が必要と認めた時、又は会員の 3 分の 1 以上の要求があった時は、臨時総会を開催することができる。

幹事会は、必要に応じて開催する。

緊急を要する時は、幹事会の議決をもって総会の議決にかえることができる。

ただし、その場合には次期総会に報告し、承認を得なければならない。

会議の議決は、出席者の過半数をもって成立する。

第 5 章 会 計

第 11 条 本会の経費は、会費、寄付金をもってこれに充てる。

第 12 条 正会員は、終身会費金 3, 0 0 0 円を入会の際に納付するものとする。

なお、会員は必要に応じ、臨時会費を納付すべきものとする。

第 13 条 当分の間、会計事務は会長が委嘱した母校の職員が司る。

第 6 章 補 則

第 14 条 本会会則の変更は、総会の決議によるものとする。

附 則

この会則は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 5 6 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 5 9 年 8 月 1 2 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 6 0 年 8 月 1 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 1 0 年 8 月 1 5 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 8 月 2 1 日から施行する。